

「見沼元塚改築之碑」について

整理番号	題額	題額揮毫	碑記撰文	碑記揮毫
行田〇二	見沼元塚改築之碑	大久保利武	早川光蔵	市河米庵

鐫刻	撰文建碑年	住所	場所	備考
松本良助	一九〇七・明治四〇	下中条	見沼元塚公園	

一. はじめに

本石碑は、見沼代用水の取水施設である見沼元塚について、大規模な改築工事が行われ、それが明治三十九年に竣功したことを記念して建てられたものである。見沼代用水関連の重要施設についても、あらためて全体的に記述するものとなっている。

○写真1 石碑正面

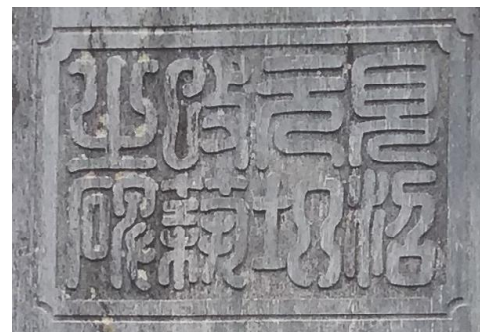


見沼
元圀
改築
之碑

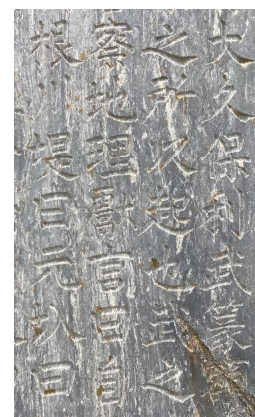
二. 翻刻並に訳注
 ■ 翻刻
 ◎ 題額



○写真4 石碑背面



○写真2 題額（篆書体）



○写真3 「碑記」部分（楷書体）

埼玉縣知事從四位勲三等大久保利武篆額

天有旱澇地有乾濕委之於自然則田稻不熟是灌渠之所以起也武之埼玉足立南北四郡土地廣衍田疇萬餘頃而不便于灌漑德川公吉宗憂之舉紀州人井澤彌總兵衛以經營其事井澤氏審察地理獻言曰自北埼玉郡須加村下中條里引利根川貫流四郡溝渠則灌漑足矣民庶富矣公納之起工實享保十二年也因設二閘門於利根川堤曰元圠曰增圠自是穿新渠至荒木村會星川至南埼玉郡大山村上大崎里與星川分更穿新渠設堰閘於本流稱八間又設堰閘於星川稱十六間以增減水量便于灌漑而下大山村平野村間有舊荒川西來東注因設暗渠於川底以南流稱之伏越至北足立郡瓦葺村架木枌於綾瀨川以通本流稱之懸樋下穿二渠稱西緣東緣東緣至南足立郡千住町綾瀨村邊注隅田川及綾瀨川西緣至北足立郡戸田橫曾根笹目村邊注荒川自元圠至渠末十七里餘其間溝洫百八十餘田一萬二千五百七十餘町廣袤涉四郡七十四町村翌年竣功民庶享利澤開富饒之基其功豈不偉哉爾來百八十年餘每年濬土砂修堤防雖敢不怠歷年之久或溝渠變遷或灌漑失宜或元圠木造易朽其危險不可測矣明治三十八年十月余豫策改築之費付組合會議僉曰善於是得埼玉縣及東京府知事允可其十二月起工其制以石煉瓦膠灰木材金屬作一大暗渠其狀穹窿長十八間前部長二間幅三尺五寸中央高五尺者六孔後部長十六間幅一丈二尺七寸五分中央高九尺者二孔可以一秒時通九百十六立方尺之水矣由此灌漑充足則欲閉塞增圠也而此工用木材九千八百四十一本硬石七百七十個砂礫三石五斗五升膠灰千七百八十一樽煉瓦六十六萬五千九百三十七個金屬二千二百九貫薪六千五百二束繩七千七百三十七條藁苞一萬三千百八十五竹九千九百五十六竿莎草一萬八千九百枚職工及雜役夫五萬三千三百四十八人加之工吏十七人工夫三人百二十餘日而完成實三十九年四月也總費金五萬四千八百六十七圓餘而縣出金二萬五千五百四十五圓餘府出金四千三百二十圓餘以補助之其餘係組合町村出費矣初起工也工事不可不堅牢又不可失其成期請監督於本縣廳本縣知事大久保利武君乃命土木課長技師牧彥七監之與余胥謀百方指揮督勵得不違期工成水利得宜乾濕之地灌漑悉適度矣年恰遇旱天灌漑不乏又遭

利根川洪水而堤防不潰是以得證元圪工事堅牢組合會員大喜咸請勒之於石以無朽其功乃作詩以繫之曰

武之四郡素豐饒鄉灌溉不遍田疇漸荒幕府舉人能開水利溝渠既全為膏腴地星移物換閘門不完僉曰改築
計畫請官官允吏奉堅牢無倫通水如意潤澤平均黃稻穰穰滿田溢畛民庶福利千秋萬春茲釀美酒養老祀神

明治四十年五月

埼玉縣北足立郡長從六位勲六等早川光藏撰文

從七位市河三無書

松本良助刺字

*異体字等

○埒 埒。 ○崎 崎。 ○筭 算。 ○此 此。 ○圓 圓。 ○能 能。 ○兼 兼。 ○刺 刺。

●本文（いわゆる旧字体とし、一行毎に改行した）

◎題額

埼玉縣知事從四位勲三等大久保利武篆額。

天有旱澇、地有乾濕。

委之於自然、則田稻不熟。

是灌渠之所以起也。

武之埼玉立足南北四郡、土地廣衍、田疇萬餘頃。

而不便于灌漑。

徳川公吉宗、憂之、舉紀州人井澤彌總兵衛、以經營其事。

井澤氏審察地理、獻言曰、

自北埼玉郡須加村下中條里、引利根川、貫流四郡溝渠、則灌漑足矣、民庶富矣。

公納之、起工。

實享保十二年也。

因設二閘門於利根川堤、曰元坎、曰増坎。

自是穿新渠、至荒木村、會星川。

至南埼玉郡大山村上大崎里、與星川分、更穿新渠。

設堰闌於本流、稱八間。

又設堰闌於星川、稱十六間。

以增減水量、便于灌漑。

而下、大山村平野村間、有舊荒川、西來東注。

因設暗渠於川底、以南流。稱之伏越。

至北足立郡瓦葺村、架木枌於綾瀨川、以通本流。稱之懸樋。

下穿二渠、稱西縁東縁。

東縁至南足立郡千住町綾瀨村邊、注隅田川及綾瀨川。

西縁至北足立郡戸田横曾根笹目村邊、注荒川。

自元坎至渠末十七里餘、其間溝洫百八十餘、田一萬二千五百七十餘町、廣袤涉四郡七十

四町村。

翌年竣功。

民庶享利澤、開富饒之基。其功豈不偉哉。

爾來百八十年餘、每年濬土砂、修堤防。

雖敢不怠、歷年之久、或溝渠變遷、或灌漑失宜、或元坎木造易朽、其危險不可測矣。

明治三十八年十月、余豫算改築之費、付組合會議。

僉曰、善。

於是得埼玉縣及東京府知事允可。

其十二月起工。

其制、以石煉瓦膠灰木材金屬、作一大暗渠。

其狀、穹窿長十八間。

前部、長二間、幅三尺五寸、中央高五尺者六孔。

後部、長十六間、幅一丈二尺七寸五分、中央高九尺者二孔。

可以一秒時通九百十六立方尺之水矣。

由此、灌溉充足、則欲閉塞増坎也。

而此工、用木材九千八百四十一本、硬石七百七十個、砂礫三石五斗五升、膠灰千七百八十一樽、煉瓦六十六萬五千九百三十七個、金屬二千二百九貫、薪六千五百二十二束、繩七千七百三十七條、藁苞一萬三千百八十五、竹九千九百五十六竿、莎草一萬八千九百枚。職工及雜役夫五萬三千三百四十八人。加之、工吏十七人工夫三人。

百二十餘日而完成。

實三十九年四月也。

總費金五萬四千八百六十七圓餘。

而縣出金二萬五千五百四十五圓餘、府出金四千三百二十圓餘、以補助之。

其餘係組合町村出費矣。

初起工也、工事不可不堅牢、又不可失其成期。

請監督於本縣廳。

本縣知事大久保利武君、乃命土木課長技師牧彦七、監之。

與余胥謀、百方指揮督勵、得不違期。

工成、水利得宜。

乾濕之地、灌溉悉適度矣。

年恰遇旱天、灌溉不乏。

又遭利根川洪水、而堤防不潰。

是以得證元坎工事堅牢。

組合會員大喜、咸請勒之於石、以無朽其功。

乃作詩、以繫之曰、

武之四郡、素豐饒鄉。灌溉不遍、田疇漸荒。

幕府舉人、能開水利。溝渠既全、爲膏腴地。

星移物換、閘門不完。僉曰改築、計畫請官。

官允吏奉、堅牢無倫。通水如意、潤澤平均。

黃稻穰穰、滿田溢畛。民庶福利、千秋萬春。

茲釀美酒、養老祀神。

明治四十年五月、埼玉縣北足立郡長從六位勲六等早川光藏撰文。

從七位市河三兼書。

松本良助刻字。

●訓詁

埼玉縣知事從四位勲三等大久保利武篆額。

天に旱澇有り、地に乾濕有り。

之を自然に委ぬれば、則ち田稻熟せず。

是れ灌渠の起る所以なり。

武の埼玉足立南北四郡、土地は廣衍にして、田疇は萬餘頃あり。

而して灌溉に便ならず。

徳川公吉宗、之を憂ひ、紀州の人井澤彌總兵衛を舉して、以て其の事を經營せしむ。

井澤氏、地理を審察し、獻言して曰く、

北埼玉郡須加村下中條里より、利根川を引き、四郡の溝渠を貫流すれば、則ち灌漑足り、民庶富まん、と。

公之を納れ、工を起こす。

實に享保十二年なり。

因りて二閘門を利根川の堤に設く、曰く元塚、曰く増塚。

是より新渠を穿ち、荒木村に至りて、星川に會す。

南埼玉郡大山村上大崎里に至りて、星川と分かれ、更に新渠を穿つ。

堰閘を本流に設け、八間と稱す。

又た堰閘を星川に設け、十六間と稱す。

以て水量を増減し、灌漑に便にす。

而下、大山村平野村の間に、舊荒川の西より來りて東に注ぐ有り。

因りて暗渠を川底に設け、以て南流せしむ。之を伏越と稱す。

北足立郡瓦葺村に至り、木槻を綾瀬川に架し、以て本流を通す。之を懸樋と稱す。

下に二渠を穿ち、西縁東縁と稱す。

東縁は、南足立郡千住町綾瀬村邊に至りて、隅田川及び綾瀬川に注ぐ。

西縁は、北足立郡戸田横曾根笹目村邊に至りて、荒川に注ぐ。

元塚より渠末に至るまで十七里餘なり。

其の間、溝洫百八十餘、田一萬二千五百七十餘町、廣袤四郡七十四町村に渉る。

翌年功を竣ふ。

民庶、利澤を享け、富饒の基を開く。其の功豈に偉ならざるかな。

爾來百八十年餘、毎年土砂を濬ひ、堤防を修む。

敢へて怠らずと雖も、歷年の久しきに、或ひは溝渠變遷し、或ひは灌漑宜を失し、或ひ

は元塚木造にして朽ち易く、其の危険測るべからず。

明治三十八年十月、余改築の費を豫算して、組合の會の議に付す。

僉曰く、善し、と。

是において、埼玉縣及び東京府知事の許可を得。

其の十二月に工を起こす。

其の制は、石煉瓦膠灰木材金屬を以てし、一大暗渠を作るなり。

其の状は、穹窿は長さ十八間。

前部は、長さ二間、幅三尺五寸、中央の高さ五尺なる者六孔。

後部は、長さ十六間、幅一丈二尺七寸五分、中央の高さ九尺なる者二孔。

以て一秒時に九百十六立方尺の水を通ずべし。

此より、灌漑充足すれば、則ち増塚を閉塞せんと欲す。

而して此の工、木材九千八百四十一本、硬石七百七十個、砂礫三石五斗五升、膠灰千七百八十一樽、煉瓦六十六萬五千九百三十七個、金屬二千二百九貫、薪六千五十二束、繩七千七百三十七條、藁苞一萬三千百八十五、竹九千九百五十六竿、莎草一萬八千九百枚を用ふ。

職工及び雜役夫は五萬三千三百四十八人。之に加ふるに、工吏十七人工夫三人あり。百二十餘日にして完成す。

實に三十九年四月なり。

總費、金五萬四千八百六十七圓餘なり。
而して縣は金二萬千五百四十五圓餘を出し、府は金四千三百二十圓餘を出し、以て之を補助す。

其の餘は組合町村の出費に係る。

初めて工を起こすや、工事は堅牢ならざるべからざるも、又た其の成期を失すべからず。監督を本縣廳に請ふ。

本縣知事大久保利武君、乃ち土木課長技師牧彦七に命じ、之を監せしむ。

余と胥に謀り、百方指揮督勵し、期に違はざるを得。

工成り、水利宜しきを得。

乾濕の地、灌漑悉く度に適す。

年恰も旱天に遇ふも、灌漑乏しからず。

又た利根川の洪水に遭ふも、而も堤防潰えず。

是を以て、元圠工事の堅牢なることを證するを得たり。

組合會員大いに喜び、咸な之を石に勒して、以て其の功を無朽にせんことを請ふ。

乃ち詩を作りて、以て之に繋けて曰く、

武の四郡、素と豐饒の郷なり。灌漑遍からず、田疇漸く荒る。

幕府人を擧げ、能く水利を開く。溝渠既に全く、膏腴の地となる。

星移り物換はり、閘門完からず。僉、改築を曰ひ、計畫し官に請ふ。

官允し吏奉じ、堅牢なること倫無し。水を通ずること意のごとく、潤澤平均なり。

黃稻穰穰として、田に滿ち畛に溢る。民庶福利、千秋萬春なり。

茲に美酒を釀し、老を養ひ神を祀らん。

明治四十年五月、埼玉縣北足立郡長從六位勲六等早川光藏撰文す。

從七位市河三兼書す。

松本良助刻字す。

●人物

○大久保利武 慶応元（一八六五）年から昭和一八（一九四三）年。大久保利通の三男。

明治二〇（一八八七）年に第一高等中学校を卒業後、アメリカ合衆国等に留学。帰国後は、内務大臣秘書官・大分県知事等を歴任して、同三八（一九〇五）年に第一三代埼玉県知事となる。四〇歳の若さであった。同四十（一九〇七）年十二月、農商務省商工局長に転じ、以後大阪府知事や貴族院勅選議員に任ぜられるなど要職を歴任した。

○徳川公吉宗 貞享元（一六八四）年から寛延四（一七五一）年。初代将軍家康の曾孫で、四代将軍家綱のはとこにあたる。紀州藩主徳川光貞の四男として生まれる。紀州徳川藩の支藩ともいうべき越前葛野藩主となるが、本家の藩主が相次いで逝去したのを受け、二十二歳で紀州藩主に就任。このとき将軍綱吉から諱を賜り吉宗と改名。享保元年に将軍家継が早逝し、吉宗が第八代将軍となった。在職一七一六から一七四五年。

○井澤彌惣兵衛 承応三（一六五四）年から元文三（一七三八）年。紀伊国溝ノ口の豪農の出身。元禄三（一六九〇）年に紀州藩の徳川光貞に召し出される。のち藩主徳川吉宗の命を受け、紀の川流域の新田開発を行う。吉宗が将軍となると全国的な灌漑や新田開発を命じられた。主な事業として、見沼開発の他にも、多摩川改修、下総国手賀沼新

田開発、木曾三川改修などがある。

○牧彦七 不詳。

○早川光蔵 弘化四（一八四七）年から大正五（一九一五）年。号は藍澳。多門寺村（現加須市）の出身。明治六（一八七三）年羽生学校長となり、一旦千葉県に転じたが、同（一八七七）十年に埼玉県にもどり、衛生課長などを経て、同三十（一八九七）年から十八年間、北葛飾郡長と北足立郡長をつとめた。病のため大正四（一九一四）年に官を辞し、翌年亡くなった。漢詩文にすぐれ、第二代埼玉県令白根多助を中心とする漢学ネットワークの一翼を担っていた。詩文集に「藍澳遺稿」があり本碑文を収録。

○市河三兼 号は万庵。天保九（一八三八）から明治四〇（一九〇七）年。幕末三筆のひとりである市河米庵の子。洋式砲術を学び、鉄砲方となるが、のち養子に家督を譲り、書を生業とする。明治維新後政府に仕え、明治三（一八七〇）年にロンドンで印刷された、日本最初の紙幣の文字を担当した。同四〇年一月一〇日に死去しており、本碑文は、死の直前の作品ということになる。

○松本良助 不詳。

●注

○旱澇 旱魃と水災。ひでりと長雨。

○田疇 田畑、耕作地。

○經營 計画を立てて事業を営む。

○審察 細かく観察する、よく考える。

○溝渠 みぞ、堀。防衛や灌漑・排水用の水路。

○納 意見を受け入れる。察納。

○閘門 開閉式の水門。

○荒木村 現行田市大字荒木。

○星川 利根川水系の一級河川。熊谷市内を源とし、東に流れて見沼代用水と合流する。ここまでを上星川という。今の久喜市菖蒲と上大崎の境で見沼代用水から分流する。これ以下を下星川という。東南に流れ、白岡市と蓮田市の境界で元荒川に注ぐ。

○南埼玉郡大山村上大崎里 今の久喜市大字上大崎。

○堰閘 堰（水を堰き止める機能）を伴う水門。堰の開閉により、水量を調節した。

○八間 八間堰。

○十六間 十六間堰。

○而下 以下。ここより下流。

○大山村 現、久喜市上大崎と白岡市下大崎・柴山。大崎と柴山の合成村名。元荒川の北岸。

○平野村 現、蓮田市上平野・高虫等。元荒川の南岸。

○舊荒川 元荒川。利根川水系の中川支流の一級河川。かつては荒川の本流であったが、江戸時代初期に、伊奈忠治により荒川の西遷が行われ、本流から切り離された。

○北足立郡瓦葺村 現、上尾市大字瓦葺。

○木槻 木製のかけひ篋。篋は水を流す樋。

○綾瀬川 利根川水系中川の支流。桶川市内を源とし、東、南東に流れ、東京に入り、

中川に合流する。

○南足立郡千住町 現、足立区千住。

○隅田川 現東京北区岩淵水門から東京湾に注ぐ一級河川。

○戸田 村。現、戸田市の一部。

○横曽根 村。現、川口市南部。

○笹目村 現、戸田市西部南側。大字笹目など。

○荒川 埼玉県、山梨県、長野県三県が境を接する甲武信ヶ岳を源とし、埼玉県内を流れて東京湾に注ぐ一級河川。

○廣表 土地の広さ。通常は「廣表千里（千里四方の広さ）」のように長さや広さを示す数字を伴うが、ここでは「廣表七十四町村」と数多くの町村に涉っていることを示す。

○富饒 富み栄える、富裕。

○組合會 見沼代用水の管理は、明治以降は官営の時代を経て、明治十九年に設立された受益者農民の組織である「見沼代用水路水利土功会」が担うこととなった。同会は、同三十七年に「見沼代用水路普通水利組合」へと発展的解消。以後、昭和二十九年の見沼代用水路土地改良区成立まで普通水利組合が管理した。組合執行部の長を組合管理者といい、議決機関（評議会のようなもの）を組合会といった。また組合会のメンバーを議員といった。なお初代の組合管理者は、北足立郡長の早川光蔵が任命された。

○制 制度、しくみ。

○膠灰 セメント。

○穹窿 中央が高く弓なりに曲がったさま。アーチ型。ここではアーチ型の樋管。

○砂礫 砂利。

○蘆苞 空の俵。

○莎草 かやつりぐさだが、いわゆるスゲ（菅）のことだろう。防水用の素材か。

○工吏 工事監督者か。

○工夫 通常は工事に従事する人夫だが、なにか特殊機能を持った工事従事者か。

○初 事態が起こってまもないころ。

○百方 あらゆる手立て手段を用いる。

○膏腴地 地味が肥えている土地。

○星移 数月数年と時間が経過する。

○吏奉 具体的には、県庁から役人が派遣されて工事の監督督励にあたったことを指す。

○穰穰 穀物が豊かに実るさま。

○畛 あぜ。耕作地の境の道。

○養老 年寄りをいたわって安楽にすごさせること。老人や子どもといった社会的弱者が衣食住に苦勞せず安楽にすごせることは、国が豊かで善政が行われていることの象徴。養老礼は、年老いて学徳ある人を招いて酒食を饗し、敬いもてなす儀礼。ここでは元塚の改築により、この地が豊かになったことを受けて、老人を招いてもてなす酒宴を開こうというのである。

○祀神 実りを感じて神を祀る祝宴だろう。

●口語訳（章立てと小見出しは訳者が便宜的につけた）

【篆額】

埼玉県知事従四位勲三等大久保利武の篆額。

【農業用水の必要性】

天候には旱魃のときや長雨のときがあり、土地のありようとしては乾燥したところや湿潤なところがある。（このように、天地のありようは様々である）

だから農を行うのに、自然のままに委ねていたら、稲も穀物もきちんとは実らない。これこそ、灌漑用水・農業用水というものが必要とされるわけなのである。

【北武蔵の農地のありよう】

武蔵国の南北埼玉・南北足立の四郡は、土地は広大であり、田畑は一万頃あまりもある。ただし、灌漑用水の不足が難であった。

【享保の見沼代用水開鑿事業】

江戸の享保年間、時の將軍徳川吉宗公は、このことを喫緊の課題だと捉えられた。そこで紀州の人である井沢弥惣兵衛を推挙し、この事業について検討・計画させた。

井沢氏は、この地のありさまをよく観察検討し、次の案を献言した。

「北埼玉郡須加村下中條里から利根川の水を引き入れ、四郡の水路を貫流させれば、灌漑の用に十分であり、民は豊かになるでしょう」と。

吉宗公はこの案を受け入れ採用して、工事を起こした。実に、享保十二年のことであった。

【見沼代用水事業全体のあらまし】

まず、ふたつの水門を利根川の堤防に築いた。それぞれ、元塚、増塚と言う。

ここから新たな水路が南に穿たれ、北埼玉郡の荒木村で西から流れてきた星川と合流する。

用水はそのまま南埼玉郡の大山村の上大崎里まで至るが、ここで星川と分流し、更に新しい水路を開鑿する。

見沼代用水の本流には堰閘を設け、八間堰と言った。また星川にも堰閘を設け、十六間堰と言った。このふたつの堰によって水量の増減を調節して、適切な灌漑ができるようにあつらえた。

さらに下大山村と平野村のあたりに来ると、元荒川が、西から来て東に注いでいる。そこで元荒川の川底に暗渠（サイフォン）を設置し、見沼代用水をくぐらせて南へ流した。これを伏越と言う。

さらに北足立郡の瓦葺村に至ると、木製の笕（樋）を綾瀬川の上に架け渡し、代用水の本流をそこに通した。これを懸樋と言った。

そして懸樋の下流で溝渠は二筋に分かれる。これを（見沼代用水）西縁・東縁にしべり ひがしべりと言う。東縁は、南足立郡千住町綾瀬村のあたりに至り、隅田川及び綾瀬川に合流する。

西縁は、北足立郡戸田村・横曽根村・笹目村あたりに至って、荒川に注ぐ。

元塚から用水の末に至る間は、十七里あまり、その間の用水路は百八十本あまりある。潤す田地は一万二千五百七十町あまりで、代用水流域は、武蔵四郡の七十四町村に及んだ。

【竣功、その利益】

翌、享保十三年に事業が完成した。

人民は、みな、その利沢を享受し、ここにこの地が富裕となる基礎が開かれたのである。

その功績たるや、なんと偉大ではないか。

【施設のメンテナンスとその限界】

以来百八十年あまりたったが、毎年溝渠の堆積した土砂を浚い、堤防の修理を行って、用水路のメンテナンスを行ってきた。しかし、決して怠っているわけではないのだが、年月を重ねるにつれて、水があふれ出して水路が流れを変えるところが出たり、十分な灌漑ができないところが出たりするなど、問題が出てきた。

とくに元塚は木造であるために朽ちやすく、いつ壊れるかも知れないという、計り知れない危険があった。

【元塚大改築の企てと実行】

明治三十八年十月、北足立郡長であり、見沼代用水路普通水利組合管理者である私は、改築の費用を試算し、組合会の議に諮った。

すると組合員全員から「よろしい」との賛同を得た。

かくして埼玉県及び東京府知事に申し出て、許可を得た。

同年十二月に工を起こした。

【新造の元塚】

新しい元塚のしくみは、石・煉瓦・セメント・木材・金属を用いて、一大暗渠を作るというものである。

その形状は、アーチ型の樋管で、全長十八間あった。

（内部は二構造からなる。）水を取り入れる前の部分は、長さ二間の小樋管六本からなり、幅三尺五寸、中央の高さ五尺のアーチ型取入口六口から導水する。

後ろ部分は、長さ十六間の小樋管二本からなる。（導水された水をこの二樋管に集め、）幅一丈二尺七寸五分、中央の高さ九尺のアーチ型排出口二口から水を水路に排出した。

これにより一秒間に、九百十六立方尺の水を通過できるようになった。

【増塚不要論】

元塚の大改築により、灌漑用水が充足するようになった。そこで増塚は閉鎖しようという事になった。

【改築工事の材料】

この工事で用いられた材料は以下の通り。

木材九千八百四十一本、硬石七百七十個、砂利三石五斗五升、セメント千七百八十一樽、煉瓦六十六万五千九百三十七個、金属二千二百九貫、薪六千五十二束、縄七千七百三十七本、俵一万三千百八十五枚、竹九千九百五十六竿、菅一万八千九百枚。

【従事者】

職工及び雑役夫が五万三千三百四十八人。

さらに、工吏十七人と工夫三人がこれに加わった。

【工事日数】

工事は、百二十日あまりで完成した。

実に、明治三十九年四月のことであった。

【工事費用】

総費用は、五万四千八百六十七円あまり。

埼玉県が二万五千五百四十五円あまりを出し、東京府が、四千三百二十円あまりを出して補助した。

それ以外の分（二万九千二百円）は、組合と関係町村からの出費であった。

【工事督励と期日内の完成】

工事が始まった段階でのことだが、「工事は堅牢なものでなければならぬが、一方で完成が時期に間に合わないようなこともあつてはならない」ということで、工事の監督を本庁、すなわち埼玉県庁にお願いすることとなった。

すると大久保利武県知事は、土木課長の技師牧彦七様を監督者として派遣してくれることとなった。

牧課長と私とであい謀り、あらゆる手立てを講じて指揮督励した結果、時期内に工事を終えることができた。

【新造元塚のすばらしい働き】

築造工事が完成すると、見沼の水利は誠によろしきを得るようになった。

乾燥がちな土地も、湿潤にすぎる土地も、適度な灌漑を得られるようになった。

この年、丁度旱天に見舞われたが、灌漑用水が乏しくなることはなく、潤沢であった。

また利根川の洪水にも遭遇したが、堤防が決潰することなく、無事であった。

かくして、元塚新造工事が堅牢なものであることが証明されたのである。

【建碑の企て】

水利組合の会員たちは大いに喜び、組合会としてこの事業のことを碑文として石碑に刻み、その功績を永遠無窮のものとしたいと請願してきた。

【碑文と銘文の撰述】

そこで（組合管理者である私早川が撰文した。さらに）詩（銘）を作り、碑記につなげるものである。

詩に言う、

埼玉足立の武蔵四郡は、もともと富裕な土地柄であった。

しかし灌漑が十分ではなく、田畑は次第に荒廃してしまった。

当時の江戸幕府は、有能な人物を推挙して、みごとに水利を開いた。

用水路排水路がくまなくめぐられ、武蔵四郡は沃野の地となった。

しかし、長い年月のうちに、木材の腐朽などが起こり、水門も完全ではなくなった。

人々（水利組合）はそろって「水門改築」を唱え、計画を立てて政府に申請した。

政府は認可し、県吏も命を奉じて督励にあたった。

そこで比べるもののないほどの堅牢な水門が完成した。

意のままに水を通じさせることができ、地域全部が均等に潤沢な水を得た。

黄金の稲穂が豊かに実り、田圃を満たし、あぜからあふれんばかりである。

民の幸福と利益は、千年万年と続くだろう。

さあ、ここで美酒を醸しだし、老人をもてなす養老の礼や神を祀る祝宴を開こう。

【記事】

明治四十年五月、埼玉県北足立郡長従六位勲六等早川光藏が撰文した。

従七位市河三兼が書した。

松本良助が刻字した。

三．資料

(一)「新編武蔵風土記稿」(文政十三(一八三〇)年) 卷之二百十四 埼玉郡之十九

●忍領

◎下中条村

…利根川

○三沼代用水分水口

「利根川堤にあり是は三沼新田開発の時、當郡及足立郡の村々、用水のために享保十三年井澤彌惣兵衛、當村へ新に利根川分水の口を開きて、二箇の坎樋を置く、一を元坎樋と云、享保十三年に造る所なり、長二十四間、横二間、一を増坎と云、長さ同じ、是は翌十四年造れり、是二箇の坎樋の水、共に二十六間をへて、合して一條の流となり、荒木村に至り、星川に合して數村の用水とす、當所に番屋を建置き坎樋を守らしむ」

四．主な参考資料

①翻刻と訓訳

・「見沼代用水沿革史」(一九五七) (「見沼土地改良区史」に再録)

②翻刻

・「利根川上流の碑」(一九七八)

・「いしづみ 碑に刻まれた埼玉の土地改良」(一九八三)

・「伊奈町史資料調査報告書 第三集 伊奈町の金石文」(一九八七)

・「葛西用水史 資料編上」(一九八八)

③本文

・「藍澳遺稿」

④論文など

・「見沼代用水沿革史」(一九五七)

・「見沼土地改良区史」(一九八七) ……右記を継承加筆

以上

二〇二五年八月 薄井俊二訳す